

福岡県公報

平成三十一年一月二十九日
第四千六十三号
増刊
①

目次

規則(第二号)

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

(障がい福祉課) …………… 一

規則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年一月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二百二条第二項の表医療型障害児入所施設の項、第百三条及び第百四条第二号中「福岡県立粕屋新光園」を「福岡県こども療育センター新光園」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

(福岡県財務規則の一部改正)

2 福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表二財務担当所名の欄中「粕屋新光園」を「こども療育センター新光園」に改める。

(福岡県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

3 福岡県職員の職の設置に関する規則(昭和五十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

附則別表第四号中「粕屋新光園」を「福岡県こども療育センター新光園」に改める。